

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 12 月 12 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（1）業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

（2）業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

（計 100 点）

類似業務経験の分野	トンネルおよびその他地下構造物の調査・設計・計画・施工に係る各種業務
対象国及び類似地域	フィリピン及び全世界
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

フィリピンにおける開発方針・計画を定める「8つの社会経済政策（8 Point Economic Agenda）」とフィリピン開発計画 2023-2028（Philippine Development Plan 2017-2022）において、インフラ開発は比政府の最優先事項となっている。これを受けて、公共事業道路省（Department of Public Works and Highways：DPWH）はこれらの戦略的インフラストラクチャ政策のもと事業を実施している。その事業方針の中で、安全で信頼性の高い道路交通網の確保および脆弱地域への安全なアクセスの提供による住みやすく持続可能で強靱なコミュニティの創出を進めている。

また近年、フィリピンでは経済成長が著しく、都市化が進み、インフラ開発が急増する一方で、自然災害に脆弱な道路交通網の強靱化が課題となっている。ダルトンパスでは、1990年にバギオ地震により約半年間通行止めとなったことをはじめ、台風等によりたびたび斜面崩壊や通行止めが発生している。また、急勾配及び急カーブにより車両が十分な走行速度を確保できない状況にあり、交通渋滞緩和やアクセス改善が求められていることから、トンネルを有するバイパス道路を建設する方針である。ダバオ市では、経済成長に伴い交通渋滞が問題となり、同市の経済活動や物流に支障をきたしていることから、トンネルを有するバイパス整備が進められている。

このように、脆弱な道路交通網の強靱化や交通渋滞緩和の対策として、山岳国であるフィリピンではトンネルを有する道路整備のニーズは高いと考えられる。特にフィリピン政府はJICAの支援により高規格道路マスタープランを策定したが、ダバオ市バイパストンネル、ダルトンパストンネルは当該計画路線に位置し、今後、高規格道路の整備に伴ってトンネルの計画、建設が進展すると想定される。

一方で、DPWHはトンネル技術を十分に保有していない状況にある。現在、ダバオ市バイパストンネル建設事業が進行中であるものの、大断面で各種施設が必要とされる道路トンネルの建設および維持管理の経験はなく、今後の道路トンネルの整備に向けて、その調査・計画・設計、施工・プロジェクト監理及び維持管理、環境社会配慮等の能力向上が必要となっている。

フィリピンではかかる状況に鑑み、JICA に対しトンネル整備にあたっての調査・計画・設計、施工・プロジェクト監理及び維持管理等の能力開発にかかる技術協力プロジェクトの実施について要請した。今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトの実施に必要な情報を収集・確認するとともに、プロジェクトの実施体制や活動内容等を Project Design Matrix（以下、「PDM」という。）や Plan of Operations（以下、「PO」という。）等を用いて表現し、フィリピン側実施機関との協議を経て調査結果を取りまとめ、事業事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 準備業務（2025 年 12 月下旬～2026 年 1 月上旬）

- ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、フィリピン側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前に JICA に提出する。
- ② プロジェクトの PDM(Project Design Matrix)案、PO(Plan of Operations)案、M/M (Minutes of Meetings) 案、R/D (Record of Discussions) 案の担当分野関連部分を検討する。
- ③ 対処方針会議等に参加する。

（２） 現地業務（2026 年 1 月上旬～2026 年 1 月下旬）

- ① JICA フィリピン事務所等との打合せに参加する。
- ② フィリピン側関係機関との協議及び現地調査に参加する
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
 - ア) DPWH の関連各組織の事業に関する現状を分析する。
 - (a) 関連各組織の事業・研究内容や技術力についてヒアリングおよび

文献収集をする。

- (b) トンネル事業の調査、計画、設計、入札契約、建設、維持管理の各段階における各組織のこれまでの関与および将来的な関与の在り方について、文献およびヒアリング結果等に基づき分析する。

イ) 関連道路計画の把握と分析

- (a) 道路に関するマスタープラン、中期開発計画をレビューしトンネル整備が道路整備政策上如何なる位置づけにあるか把握する。
- (b) 高規格道路マスタープラン等に記載する道路およびトンネルの計画・設計・建設の進捗状況を文献およびヒアリングを通じて把握し、トンネル技術者の育成ニーズと技術協力の成果の汎用性・応用性を確認する。

ウ) フィリピンの地形、地盤特性の概括的な把握

フィリピンのトンネル事業に日本の方式、基準、技術を応用する上での妥当性を把握するため、フィリピンの地形、地盤特性について概括的に把握する。

エ) 研修の現状を分析する。

- (a) 道路分野の技術研修の研修内容や講師のバックグラウンド等についてヒアリングおよび文献により情報収集をする。
- (b) トンネル技術に関する研修の状況について、文献及びヒアリング結果等に基づき把握する。

オ) 技術移転すべき事項とレベルを明確にするため、DPWH や民間企業のトンネル関連の設計・施工の経験を把握する。

- (a) DPWH の地盤調査、法面对策（トンネル坑口部で必要となる）、トンネルの設計・施工の経験についてヒアリング等により把握する。
- (b) トンネルの調査、計画、設計、施工、維持管理に関する DPWH 職員の課題意識、ダバオ市バイパストンネルおよびダルトンパストンネルに関わる本邦技術者が見る DPWH の課題についてヒアリング等より聴き取り、(a)の結果と合せ、強化すべき能力や整備すべきマニュアル類について分析する。
- (c) 水路トンネルや大規模地下構造物等の設計・施工が行われている可能性があるところ、これらに関与した民間コンサルタントおよび施工会社に対して、トンネル担当のエンジニアの専門分野、教育バックグラウンド、適用された地盤等調査手法、トンネルの設計を行う際の適用基準類、契約慣行（設計変更の容易さ等）等の

建設事業の担い手の能力と課題認識等についてヒアリング等を通じて把握する。

- ④ プロジェクトの活動に係る協議に参加し、支援する。具体的には以下のとおり。
 - ア) フィリピン側からのプロジェクトの組成に関する意見、質問に対して、トンネルの調査・計画・設計・施工・維持管理の観点からコメントし、プロジェクトで取り組む活動について技術面で論理的な方向性が見出せるよう助言する。
- ⑤ 担当分野に係る PDM 案、P0 案、M/M 案の作成に協力する。
- ⑥ 担当分野に係る現地調査結果を JICA フィリピン事務所等に報告する。

(3) 整理業務 (2026 年 1 月下旬～2026 年 2 月下旬)

- ① 事業事前評価表 (案) の担当分野に関する部分の作成に協力する。
- ② PDM 案、P0 案、R/D 案の担当分野に関する部分の作成に協力する。
- ③ 報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書 (和文 3 部)

2026 年 2 月 20 日 (金) までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「XI. 業務実施契約 (単独型)」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2026年1月5日～1月25日を予定しています。

JICAの調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) トンネル技術（本コンサルタント）

エ) 評価分析／ジェンダー（JICAが別途契約するコンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA フィリピン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳傭上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部運輸交通グループ第一チームから配付しますので、imgtr@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・要請書（英語）
- ② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。
 - ・「フィリピン共和国ダルトンパス・トンネル計画事前調査報告書」
https://openjicareport.jica.go.jp/614/614/614_118_10457174.html

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができ

ます。

- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上